

#### 第 4 8 号議案

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 9 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師  
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公  
務災害補償に関する条例（平成 1 4 年足立区条例第 2 0 号）の一部を次  
のように改正する。

第 3 条第 2 項中「別表第 1 」を「別表」に改め、同条第 3 項各号列記  
以外の部分中「第 1 号に該当する者」を「第 1 号に該当する扶養親族」  
に、「5 1 7 円」を「4 8 4 円」に、「該当する者のうち 2 人までの者」  
を「該当する扶養親族のうち 2 人までの扶養親族」に、「第 2 号に該当  
する子」を「扶養親族である第 2 号に該当する子」に、「加算して得た  
金額」を「加算して得た額」に改める。

第 8 条第 1 項各号列記以外の部分中「傷病補償年金として、その状態  
が継続している期間、別表第 2 に定める傷病等級に応じ、1 年につき補  
償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「その状態が継続し  
ている期間、傷病補償年金」に改め、同項第 2 号中「別表第 2 に」を「次  
条第 2 項に規定する第 1 級から第 3 級までの各障害等級に相当するもの  
として規則で」に改め、同条第 3 項中「別表第 2 」を「第 2 項各号」に  
改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項を同条第 3 項とし、同条第 1  
項の次に次の 1 項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各  
号に掲げる傷病等級（前項第 2 号の傷病等級をいう。第 4 項において

同じ。)のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

障害補償は、学校医等が公務上負傷し、又は疾病にかかり、治った場合において、次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存するとき、当該学校医等に対して、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害がある場合には、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給して行い、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害がある場合には、障害補償一時金を支給して行うものとする。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「等級に」を「障害等級に」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

- 2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。
- 3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- ( 1 ) 第 1 級 3 1 3 倍
- ( 2 ) 第 2 級 2 7 7 倍
- ( 3 ) 第 3 級 2 4 5 倍
- ( 4 ) 第 4 級 2 1 3 倍
- ( 5 ) 第 5 級 1 8 4 倍
- ( 6 ) 第 6 級 1 5 6 倍
- ( 7 ) 第 7 級 1 3 1 倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- ( 1 ) 第 8 級 5 0 3 倍
- ( 2 ) 第 9 級 3 9 1 倍
- ( 3 ) 第 1 0 級 3 0 2 倍
- ( 4 ) 第 1 1 級 2 2 3 倍
- ( 5 ) 第 1 2 級 1 5 6 倍
- ( 6 ) 第 1 3 級 1 0 1 倍
- ( 7 ) 第 1 4 級 5 6 倍

第 1 1 条第 1 項各号列記以外の部分中「別表第 4 に」を「規則で」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

- ( 2 ) 障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条第 1 2 項に規定する障害者支援施設（次号において「障害者支援施設」という。）に入所している場合（同条第 6 項に規定する生活介護（次号において「生活介護」という。）を受けている場合に限る。）

第 1 1 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- ( 3 ) 障害者支援施設（生活介護を行うものに限る。）に準ずる施設として区長が定めるものに入所している場合

第 1 1 条第 2 項第 1 号中「別表第 4 常時介護を要する状態の項に定める障害のいずれか」を「常時介護を要する程度の障害として規則で定め

るもの」に、「10万4,970円」を「10万4,590円」に改め、同項第2号中「5万6,950円」を「5万6,710円」に改め、同項第3号中「別表第4 随時介護を要する状態の項に定める障害のいずれか」を「随時介護を要する程度の障害として規則で定めるもの」に、「5万2,490円」を「5万2,300円」に改め、同項第4号中「2万8,480円」を「2万8,360円」に改める。

第13条第1項第4号中「別表第3の第7級以上の等級に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に、軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の障害」を「規則で定める障害」に改める。

付則第2条第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「第9条第6項」を「第9条第8項」に改め、同項第1号中「等級」を「障害等級」に改め、同項第2号中「等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「同条第1項」を「同条第3項」に改める。

付則第3条第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第1中

「

6,606円	8,322円	1万685円	1万2,413円	1万4,219円	1万5,501円
5,444円	6,435円	7,745円	9,198円	1万548円	1万1,853円

」

を

「

6,586円	8,283円	1万1,133円	1万2,665円	1万4,740円	1万5,680円
5,427円	6,418円	7,978円	9,708円	1万954円	1万2,158円

」

に改め、同表備考第4号中「別表第1」を「別表」に改め、同表を別表とする。

別表第2から別表第4までを削る。

付 則

( 施行期日 )

1 この条例は、公布の日から施行する。

( 経過措置 )

2 この条例による改正後の足立区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第3条第3項、第11条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間において支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については、なお従前の例による。

( 提案理由 )

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。